

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年周南市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び実施機関が行う番号法別表第2事務の欄に掲げる事務とする。

2 別表第2機関の欄に掲げる実施機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法別表第2事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するもの(同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関係情報(生活に困窮する外国

人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	乳幼児及び子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	乳幼児及び子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

2 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、乳幼児及びこども医療費助成関係情報又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、乳幼児及びこども医療費助成関係情報又はひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	番号法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="185 336 555 368"><u>(特定個人情報の利用)</u></p> <p data-bbox="141 381 1104 815">第3条 <u>番号法第9条第2項の条例で定める特定個人情報を利用することができる場合は、実施機関が、番号法別表第1の事務又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳事務の処理に関して保有する番号法別表第2特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で利用するときとする。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="141 831 1104 995">2 <u>前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>	<p data-bbox="1180 336 1541 368"><u>(個人番号の利用範囲)</u></p> <p data-bbox="1135 381 2087 545">第3条 <u>番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び実施機関が行う番号法別表第2事務の欄に掲げる事務とする。</u></p> <p data-bbox="1135 831 2087 1129">2 <u>別表第2機関の欄に掲げる実施機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1135 1145 2087 1351">3 <u>実施機関は、番号法別表第2事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するもの（同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関</u></p>

現行

改正案

係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。  
ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報  
の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	乳幼児及びこども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外

現行

改正案

国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	乳幼児及びこども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、乳幼児及びこども医療費助成関係情報又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者医療費助成に関	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係

現行	改正案		
		<p>する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、乳幼児及びこども医療費助成関係情報又はひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>4 市長</p>	<p>生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>番号法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの</p>